

## 地籍調査のすすめ方

地籍調査では、工程が細分化されており、年度を分けて進めていきます。

★の項目について地権者の皆さまの確認が必要です。

1年目 ↓	基準点測量	<p>測定の基準となる点（電子基準点、三角点等）で大まかな測量をした後、さらに細かな基準点（地籍図根点）を設置します。 ※皆さまの土地に鉋や杭（青）の設置をすることがありますが、一筆地測量や、境界が不明になった場合の復元など皆さまの土地を測り出すために使うものなので、大切に保存してくださいませようご理解をお願いします。</p>
	地籍図根測量	
	一筆地調査 ★	<p>地権者の立会いにより、筆界の確認をします。 進め方について4ページに掲載しています。</p>
	一筆地測量	<p>一筆地調査で確認した筆界の測量をします。精度の高い測量機器を用いて座標値を計測するため、より正確な図面を作成することができます。</p>
2年目 ↓	面積測定	<p>測量機器で測り出した座標値から、辺長や面積を計算します。</p>
	地籍図・地籍簿作成	<p>一筆地調査の結果と面積測定の結果を統合して、新たな登記簿や図面の基となる地籍図(案)・地籍簿(案)を作成します。</p>
	閲覧・修正 ★	<p>作成した地籍図(案)・地籍簿(案)を関係する皆さまに確認していただきます。 内容について11ページに掲載しています。</p>
3年目 ↓	認証・法務局送付	<p>地籍調査の測量方法や閲覧が国の基準に則って適切におこなわれているか審査を受けます。 審査に合格し適合と認められた後、調査の成果を登記するため法務局へ地籍図と地籍簿を送付します。</p>
4年目 ↓	登記完了	<p>地籍図がこれまでの公図と替わり精度の高い不動産登記法第14条地図として指定を受けるため公図が廃止されます。 あわせて、地籍簿のとおり登記簿の内容が修正されます。</p>

※上表は、基本的な予定工程であり、変更となる場合があります。